

いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童に対し教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成とその後の生活に重大な影響を与えるのみならず、その生命並びに心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめに関わる問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

本校では、平成24年度に「小山三小 『いじめをみんなで止めようアクションプラン』」（教職員・家庭用）を作成し、年度ごとに検討会を開き、学校と家庭・地域で連携を図りながら、いじめ防止に取り組んできた。栃木県教育委員会、小山市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を受け、「いじめはどの児童にも起こりうる」「卑劣な行為であるいじめを絶対に許さない」という共通認識のもと、「小山第三小学校いじめ防止基本方針」を策定した。教職員、保護者、地域が一体となり、関係機関とも連携を図りながら、「いじめのない学校づくり」に努めていきたい。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの未然防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように留意するとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が発達の段階に応じて十分理解できるように配慮していくことも重要である。これらのことに留意しながら、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図りながら、いじめの問題の克服及び根絶を目指すものである。

＜目指す学校像＞ 楽しい学校 小山三小
一人一人を大切にする学校
～いじめをしない・させない・みのがさない～
「おはよう、ごめんね、ありがとう」心をこめて伝えます

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等在籍児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(3) いじめの形態（例）

具体的ないじめの主な形態は例として次のようなものがある。

○間接的な他傷

・気づかれなように画鋲を椅子の上に置かれる。トイレや着替えの様子を見る。

○冷やかしからかい、悪口や脅し文句、傷付くようなことを言われる。

・身体や動作について不快なことを言われる。 ・存在を否定される。
・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

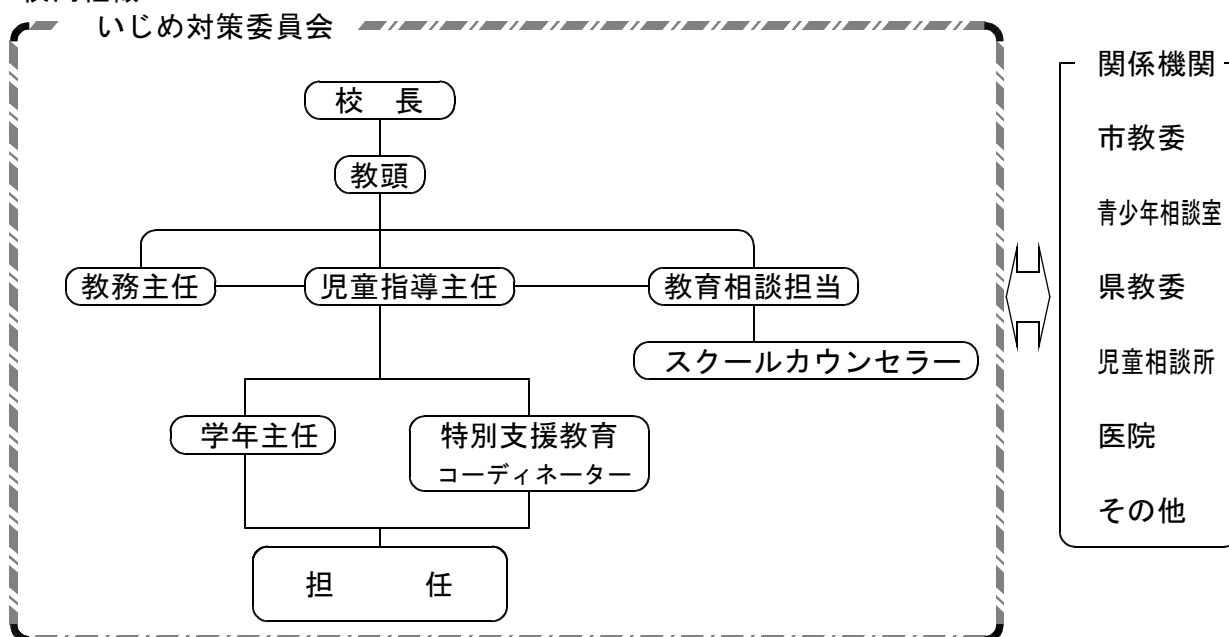
○仲間はずれ、集団による無視をされる。

・物を隠される。
・危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられる。
・お金や物をとられる。あるいは隠されたり、壊されたりする。

○SNSによるいじめ

・携帯電話やパソコン、タブレット端末、携帯ゲーム機、メールなどを使い、悪口を書かれる。
・画像や動画、アカウント等の個人情報が無断で投稿掲載される。

3. 校内組織



4. いじめの未然防止策

(1) 学習指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を意識し、学びに向かう集団づくりを行う。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を意識し、子どもが意欲的に取り組む授業づくりを行う。
(県「学業指導の充実に向けて」パンフレットより)
- ・「心の安全点検」や学校評価（児童用）、Q－U検査や学校アンケート、人権週間アンケートなどの結果を活用する。必要に応じ、スクールカウンセラーからの指導助言。

(2) 道徳教育の充実

- ・教育活動全体を通じて行う道徳教育を実践する。
- ・思いやりの心をはぐくむ日常的な指導を行う。
- ・協働体制で取り組む道徳の授業研究の推進する。
(H25.26 小山市道徳拠点指定校)
- ・発問を工夫し、道徳的自覚を深めることで、ねらいに迫る道徳の授業の充実を図る。
- ・学年だよりや道徳の授業公開を通じた家庭・地域との連携を図る。

(3) 教育相談体制の整備

- ・「心の安全点検」「にこにこポスト」「ふれあいルーム」「教育相談週間」の活用によって児童が抱える問題を把握し、個別に支援をし、安定した生活が送れるよう助言をする。
- ・カウンセリングマインドに基づき、継続的・積極的指導、即時対応を行う。
- ・スクールカウンセラーや生活相談員等と情報交換を行う。

(4) 校内研修の充実

- ・教師が児童の理解を多角的に深めるための現職教育を行う。(Q－U検査や学校アンケート、人権週間アンケートなどの結果をもとにした居がいのある学級づくりの研修を含む。)
- ・学校内外の交友関係の動向の的確に把握し、的確な指導と安定した生活が送れるような助言を行う。

(5) 保護者への啓発

- ・家庭訪問、学級・学年懇談や個人懇談、地域の連絡協議会等を通じて児童の情報交換を密に行う。
- ・「いじめをみんなで止めようアクションプラン」(家庭)を保護者に配付し、家庭との連携を図る。
- ・児童指導に関する学校の取組みを、学校だよりや学年だより及び学級懇談会資料、HP等を通して家庭や地域社会に伝える。
- ・長期休業前に、「夏・冬・春休みの生活について」を作成し、授業参観懇談会に保護者へのお願い、休み前に児童への指導を行う。

(6) 学校行事の取組

- ・「いじめ防止強調週間」では、いじめゼロ集会を開き、いじめゼロサミットの参加報告をする、校長によるいじめ防止に関する講話、いじめ防止関連資料の配付や研修等を行う。
- ・「人権強調週間」では、自他の大切さを認め合うとともに、人権等に関わる問題を自らの課題として解決しようとする意欲や実践力を高められるように指導の充実を図る。
(DVD視聴等)

(7) 小中一貫教育の取組

小中学校間で児童・生徒指導の情報交換や指導方針の共有を図り、共同体制で児童・生徒指導にあたる。(小中一貫教育の授業研究会や部会、二中ブロック連絡協議会(年3回)等の活用、今年度より学期1回の合同あいさつ週間の実施)

(8) その他

各クラスごとに話し合いをもち、子どもの手による「いじめゼロ宣言」のスローガンを作成し、教室に掲示することで意識の向上を図る。また、「おやまっ子いじめゼロ宣言」と二中学区いじめスローガンも教室に掲示する。会議室前に個人のいじめゼロめあても掲示する。

5. いじめの早期発見・早期対応策

(1) 早期発見の手立て

①「心の安全点検」による定期的アンケートの実施

朝の活動の時間を利用して、「心の安全点検」を月1回実施、相談が必要な児童を把握する。随時相談をし、相談内容、対応については記録する。内容や対応については、一覧にまとめ、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、スクールカウンセラー、生活相談員、教育相談担当で共有する。(6月・9月はいじめについてのアンケート)

②にこにこポストの常時利用

担任以外にも相談事を聞いてもらえるようにポストを設置し、いつでも対応できるようにした。子どもは話したい教職員宛てに手紙を出せるシステムになっている。

③教育相談週間の設置

2学期に教育相談週間を設定し、児童全員と話す機会を設ける。相談中の他児童の指導は無担が支援する。

④ふれあいルームでの生活相談員との対話

業間時と昼休みに生活相談員が待機し、児童の悩み相談に応じる。相談児童がいない場合は、遊びに来た子どもたちとふれあいの時間となる。

⑤登校時のあいさつ指導

毎日、校長・教頭は正門や昇降口で児童を迎え、担任は交代で学校周辺の6か所(交通指導と連携)に立ち、交通指導を兼ねてあいさつ啓発を行い、顔色や児童の様子を観察する。声の大きさや元気のなさ等変わった様子が見られたら、帰校後情報を共有する。

(2) 事実の確認

児童の訴え、保護者からの連絡、教職員の気づき等から関係教職員による共通理解・情報収集を行う。該当児童に対する担任を中心とした関係職員による情報交換を実施し、教頭・校長への事実報告を行い、「いじめ対策委員会」の召集検討する。「いじめ対策委員会」の開催にあたり、多角的にいじめの原因や対応のあり方について検討する。また、該当児童・関係児童・保護者・その他の児童等への対応方針の決定をする。

(3) いじめを受けた児童・保護者への支援

- ・いじめられている児童に対して、親身になって話を聞く。その際、批判的・評価的態度は見せず、共感的理解を示す。また、今後の対応のあり方を本人と相談しながら決めていくようにする。
- ・いじめられている児童の保護者への事実説明と、学校の対応方針等への協力依頼をお願いする。

(4) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめている児童に対して、いじめの事実の確認及びいじめの意識の有無の確認を行う。意識的にいじめている場合には、その非を指摘し、本人に納得させる。意識がない場合には、いじめられている側のつらさを訴え。本人に十分にわからせる。周囲の児童に対しては、いじめの不当性を指摘し、いじめていた児童への二次的ないじめや再発が起きないように断続的な指導を行う。
- ・いじめていた児童の保護者への事実説明と今後の学校の対応方針等への協力を依頼し再発防止に努める。

6. 重大事態への対応

次にあげるような場合には、その事態を重大事態と認識し、迅速に対応する。

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
(自殺の企図、身体への傷害、精神性疾患の発症、金品等への被害等)
- ②いじめにより、欠席していることを余儀なくされている疑いがあるとき。

(1) 市教委への報告

重大事態が発生した場合には、その事実について速やかに小山市教育委員会に報告する。その際、重大事態対応フロー図（別紙）に基づいて対応する。

(2) 対応のための組織の設置及び調査の実施

学校が調査をする場合は、「いじめ対策委員会」により、事案に応じて必要な職員や適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 児童及び保護者への支援

調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、十分に配慮しながら実施する。再発防止に向けた取組に対して、適宜検証を行う。

【重大事態対応フロー図】

